

IV 博物館の設置・活動等に対する主な補助制度

1 私立博物館に対する支援措置について

登録博物館を設置運営する公益法人等に係る税制上の優遇措置

関係法令	優遇措置の内容
<p>[特定公益増進法人] 所得税法(第78条第2項第3号) 所得税法施行令(第217条第1項第3号) 法人税法(第37条第4項) 法人税法施行令(第77条第1項第3号)</p>	<p>○公益社団・財団法人に対する寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として、寄附金控除又は寄附金損金算入の特例の適用を受ける。</p> <p>○一般社団・財団法人は特定公益増進法人とはならないため、寄附金控除又は寄附金損金算入の特例の適用を受けることはできない。</p> <p>○特例民法法人(公益法人制度改革前の公益法人)のうち、「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」(平成9年3月31日文部省告示第54号)を満たす旨認定を受けた登録博物館の設置運営を主たる目的とし、所得税法等に規定する要件を満たした場合には、特定公益増進法人に認定され、寄附金控除又は寄附金損金算入の特例の適用を受ける。</p>
<p>[指定寄附金] 所得税法(第78条第2項第3号) 所得税法施行令(第217条) 法人税法(第37条第4項) 法人税法施行令(第76条)</p>	<p>登録博物館の新增改築の費用に充てるために行う募金について、所得税法等に規定する一定の要件を満たしたもので、財務大臣の指定を受けた寄附金は、税制上の優遇措置の適用を受けることができる。(いわゆる指定寄附金)</p>
<p>租税特別措置法(第70条) 租税特別措置法施行令 (第40条の3)</p>	<p>相続・遺贈により取得した財産を公益社団・財団法人に贈与した場合、贈与者に相続税は課税されない。</p> <p>【特例民法法人(従来の公益法人)の優遇措置】 相続・遺贈により取得した財産を、登録博物館の設置運営を主たる目的とする特例民法法人で租税特別措置法等の規定を満たすものに贈与した場合、贈与者に相続税は課税されない。</p> <p>・租税特別措置法等に規定する要件を満たした特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人が、その移行前に贈与を受けた財産を公益目的支出計画に定める公益事業の用に供しているときは、贈与者の相続税の非課税措置を継続適用する。</p>

関係法令	優遇措置の内容
地方税法	<p>○公益社団・財団法人については以下の優遇措置が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税非課税(第25条第1項第2号) ・市町村民税非課税(特別区民税)(第296条) ・不動産取得税非課税(第73条の4) ・固定資産税非課税(第348条第2項第9号) ・事業所税非課税(第701条の34 第3項第3号) ・都市計画税非課税(第702条の2 第2項) <p>○一般社団・財団法人については、特例民法法人から移行したもののうち、非営利型法人であって、遊休財産額が一定の基準(※)を満たし、年間収入額が5,000万円以下の法人のみ不動産取得税・固定資産税・都市計画税が非課税となる。</p> <p>○特例民法法人(従来の公益法人)については平成25年度分まで非課税措置が継続される。</p>
租税特別措置法(第33条ほか) 土地収用法(第3条)	登録博物館に対して土地等を譲渡した場合、譲渡者について譲渡所得の5,000万円の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。
土地区画整理法(第95条) 土地区画整理法施行令(第58条)	登録博物館の用に供している宅地に対する換地計画において、特別の考慮が払われる。
関税定率法(第15条) 関税定率法施行令(第17条)	登録博物館において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合、関税が免除される。

※遊休財産額に係る「一定の基準」とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第9号に相当する要件(その事業活動を行うにあたり、同法第16条第2項に規定する遊休財産額が同条第1項の制限を超えないと見込まれるものであること)を指す。なお、「遊休財産」とは、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産を指す。また、「同条第1項の制限」とは、当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度において引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎として算定した額を指す。

2 芸術文化振興基金制度の概要

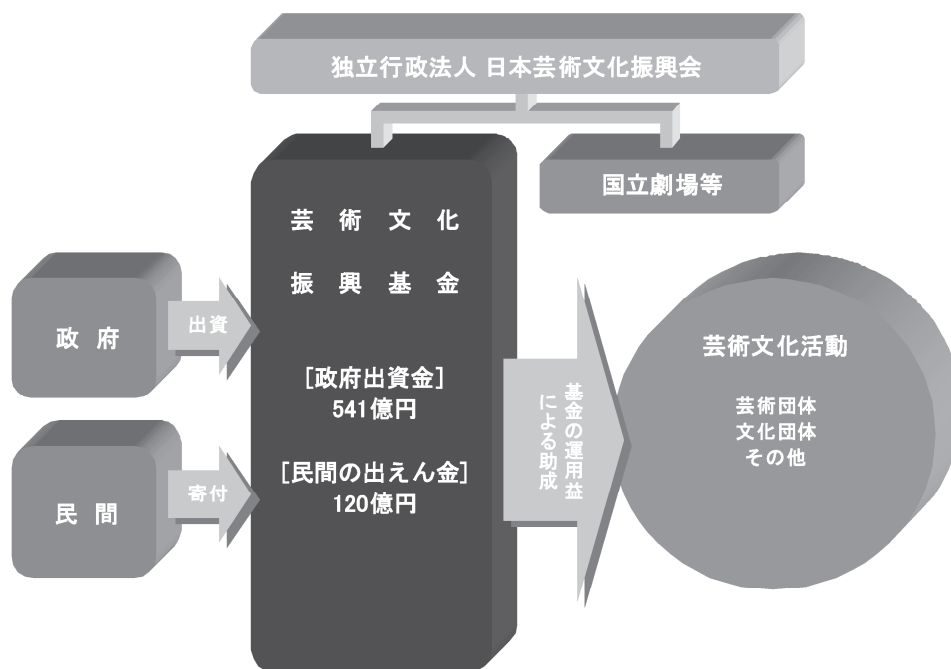
〈芸術文化振興基金の目的と仕組み〉

◆基金の目的

「芸術文化振興基金」は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を継続的・安定的に行うことを目的としています。

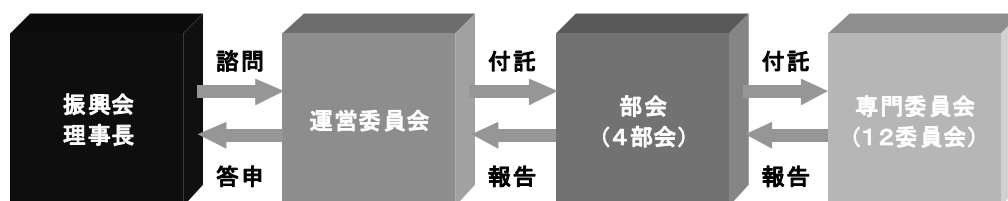
「芸術文化振興基金」は、基金として政府から出資された541億円と民間からの出せん金120億円の計661億円を原資として、その運用益をもって芸術文化活動に対する助成に充てています。

◆芸術文化振興基金の仕組み



◆審査の仕組み

独立行政法人日本芸術文化振興会では、芸術文化振興基金による助成金の交付を適正に行うため、芸術文化に広くかつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会を設置し、そのもとに分野別の4つの部会、12の専門委員会を置き、各分野の実情及び特性に応じた審査体制をとっています。



3 地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業国庫補助要項

〔平成 27 年 2 月 2 日〕
〔文化庁長官決定〕

1. 趣旨

この要項は、美術館・歴史博物館による地域に存する文化財の公開促進、学芸員等の人材育成及び訪日外国人向けの多言語化対応等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援するために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業の種類と事業者

補助事業者は、構成員に美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設、その他、文化庁長官が認める施設。）を含む実行委員会等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む。）とする。

なお、日常的に行うことが予定されている博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する等の事業については対象外とする。

（1）地域文化の振興と国際発信

ア 地域に存する文化財の活用に向けた地域ぐるみの保存・管理

- ①地域に存する文化財の総合把握、情報連携（文化財目録や所在マップの作成等）
- ②地域に存する文化財を活用するためのコミュニティー形成等（文化財の共同管理や見回り、文化財に関する学習会等）

イ 多言語化による国際発信

- ①展示解説や館内案内板における外国語表示の充実
- ②インターネットを活用した情報発信の充実
- ③外国語対応可能な人材の育成、確保
- ④外国人向けプログラムやサービスの充実等

（2）美術館・歴史博物館との共働による地域文化振興

ア 地域とともにある美術館・歴史博物館

- ①地域との共働による地域文化活動
- ②地域へのアウトリーチ活動
- ③ボランティア交流
- ④その他、地域とともにある美術館・歴史博物館に資する事業

イ 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館

- ①国際会議の招致・開催
- ②海外の美術館・歴史博物館との交流（学芸員の招へい・派遣等）

- ③その他，地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館に資する事業
- ウ 人材育成に貢献する美術館・歴史博物館
- ①大学と連携した世界で活躍する文化人材育成プログラムの開発
 - ②社会人ほか多様な対象者のための学習講座の実施
 - ③学校と連携した地域文化の担い手の育成（地域の子供を対象とした取組等）
 - ④その他，人材育成に貢献する美術館・歴史博物館に資する事業
- エ 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館
- ①他分野との連携・融合による活動
 - ②文化財の新たな保存管理の手法の開発
 - ③障害者の芸術活動支援・鑑賞活動支援等の事業
 - ④その他，新たな機能を創造する美術館・歴史博物館に資する事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は，次に掲げる経費とし，その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 地域に存する文化財の活用に要する経費
- イ 多言語化による国際発信に要する経費
- ウ 地域とともにある美術館・歴史博物館に要する経費
- エ 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館に要する経費
- オ 人材育成に貢献する美術館・歴史博物館に要する経費
- カ 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館に要する経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 収入

補助事業の遂行により収入（補助金を前払い，又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払代等を含む。）を生じた場合は，その分を補助対象経費から差し引くものとする。

6. 補助金の額

補助金の額は，予算の範囲内において定額とする。

4 歴史活き活き！ 史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項

[平成27年4月1日 文化庁長官決定]

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費について、法第118条、法第120条及び法第172条の規定に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、第132条の規定により登録された登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。併せて、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等（以下「歴史の道」という。）とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 史跡等総合活用整備事業

補助事業者は、史跡等の所有者又は法第113条及び法第172条の規定により史跡等の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。

(2) 登録記念物活用整備事業

補助事業者は、登録記念物の所有者又は法第133条の規定により登録記念物の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。

(3) 歴史の道活用整備事業

地方公共団体とする。

(4) (1)～(3)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業

(1)～(3)の補助事業者とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等、登録記念物又は歴史の道の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

(1) 史跡等総合活用整備事業

① 復旧（保存修理）

ア 旧宅、城郭等の建築物、石垣等の復旧工事

イ 庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事

ウ 古墳等の盛土、石積等の工事

エ その他史跡等の保存上必要な復旧工事

② 環境整備

ア 史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、雑木・雑草の除去、張芝

イ 史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

- ウ 史跡等及びその周辺地における園池、堀、河川の浚渫、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事
- エ 史跡等及びその周辺地を理解させるための照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等便益施設等工事
- オ ア～エで設置した施設等の改修

③ 活用施設

- ア 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元
- イ 史跡等の全体像を認識できるような模型等の製作や復元的整備
- ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置
- エ 史跡等の野外観測等のための施設の設置
- オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置
- カ ア～オで設置した施設等の改修

④ 防災対策

- ア 史跡等の重要な構成要素をなす建造物・復元建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置
- イ 史跡等の重要な構成要素をなす地形等について行う土砂災害の防止等の措置
- ウ 史跡等の重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断及び耐震対策等

⑤ 災害復旧

⑥ 上記工事等の実施に必要な措置

- ア 史跡等及びその周辺地における遺構調査、測量
- イ 整備基本計画の策定
- ウ 工事実施のための設計監理
- エ 活用整備事業に係る工事報告書の作成

(2) 登録記念物活用整備事業

① 設計監理

登録記念物の復旧（保存修理）、環境整備等に必要な工事（上記（1）①～⑤に掲げるものと同様の工事）に係る設計監理

② 保存施設

登録記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

③ 防災対策

- ア 警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置
- イ 土砂災害の防止等の措置
- ウ 耐震診断及び耐震対策等

④ 災害復旧

⑤ 上記②の実施に必要な措置

- ア 登録記念物及びその周辺地における遺構調査、測量
- イ 活用整備事業に係る工事報告書の作成

(3) 歴史の道活用整備事業

① 復旧（保存修理）

アの補修、石畳・雁木・石積・橋梁等道の構造の復元整備工事及び並木の復元等、道自体に

関わる整備工事

イ 本陣、茶屋・関・一里塚・宿場等道に関連する遺跡の復元整備工事

② 環境整備

歴史の道の情報発信設備、休憩施設、便所等便益施設等工事、歴史の道の管理に必要な標識、説明板の設置工事

③ 防災対策

ア 警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置

イ 土砂災害の防止等の措置

ウ 耐震診断及び耐震対策等

④ 災害復旧

⑤ 上記工事等の実施に必要な措置

ア 歴史の道及び周辺地における遺構調査、測量

イ 工事設計のための設計監理

ウ 活用整備事業に係る工事報告書の作成

(4) (1)～(3)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業

① 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業

② 史跡等を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の普及・啓発事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア 復旧、修理及び整備工事経費

イ 遺構等調査並びに測量及び図化経費

ウ 環境整備工事経費

エ 防災設備等工事経費

オ 計画策定経費・設計及び監理に要する経費

カ 広報・資料作成及び配信等に要する経費キ体験学習会等に要する経費

(2) その他の経費

ア 工事報告書印刷経費

イ 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

(1) 補助事業者が個人である場合における補助金の額は、補助対象経費の70%とする。

(2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。

(3) 当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

(4) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
歴史 活 き 活 き ！ 史 跡 等 総 合 活 用 整 備 事 業	復旧、修理及び活用整備工事経費	本工事費	共済費	労災保険 〇〇保険	伐開、除草、整地など比較的簡単な作業 直営で実施する事前遺構調査人夫 〃 植物調査、利用実態調査	
	遺構等調査、測量及び 図化経費		賃金	土工賃金 発掘調査員賃金 遺物整理賃金 その他調査員		
	環境整備工事経費		旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償		
	防災設備等工事経費		需用費	消耗品費 印刷製本費 燃料費 光熱水料		
			役務費	通信運搬費 手数料		
			委託料	〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託 〇〇委託		
			使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費	借料及び損料 〇〇請負費 工事材料費		
	計画策定経費		報償費	〇〇活用整備委員謝金 〇〇調査委員謝金		
	設計及び監理に要する 経費		委託料	計画策定費 設計監理費		
	広報・資料作成及び配 信等に要する経費		広報資料作成 及び配信等経 費	報償費 旅費 需用費		教材作成謝金 原稿執筆謝金 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費
	体験学習会等に要する 経費		体験学習会等 事業開催経費	備品購入費 委託費 賃金 共済費 報償費		〇〇賃金 労災保険 〇〇保険 講師等謝金 原稿執筆謝金 会場整理等謝金
				旅費 使用料及び賃借料 役務費		〇〇借上 通信運搬費 保険料 手数料
				委託費 請負費 備品購入費		〇〇委託費 〇〇請負費 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
歴史活き活き！ 史跡等総合活用整備事業	事務経費	事務費	旅費	普通旅費 特別旅費	連絡旅費 指導監督旅費
			需用費	消耗品費 食糧費 印刷製本費 光熱水料	工事報告書等印刷
			役務費	通信運搬費 手数料	
			使用料及び賃借料	借料及び損料	会場借料

5 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助要項

[平成27年4月1日 文化庁長官決定]

1. 趣旨

この要項は、地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体及びその他文化庁長官が埋蔵文化財の総合的な公開活用に当たることを適当と認める法人とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業とする。

(1) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業

ア 埋蔵文化財センター（埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設）の収蔵・防災及び展示・活用設備整備

イ 埋蔵文化財の公開を目的とした展示設備（以下「埋蔵文化財展示設備」という。）の整備

(2) 埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業

ア 案内板・説明板等の設置

イ 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業

ウ 埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業

エ 公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財（出土品・記録類）の分類・再分類・収納・再収納等

オ 埋蔵文化財を理解するために必要な模型等の製作

4. 補助対象経費

(1) 主たる事業費

① 公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業

ア 埋蔵文化財センター設備整備経費・附帯工事経費

イ 埋蔵文化財展示施設設備整備経費・附帯工事経費

② 普及・啓発に係る事業

ア 案内板・説明板等設置経費

イ 広報・資料作成及び配信等に要する経費

ウ 体験学習会等に要する経費

エ 台帳作成等に要する経費

オ 模型等製作経費

③ 設計料及び監理料

④ その他の工事経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

- ① 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。
- ② 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じた額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	埋蔵文化財センター設備整備経費	収蔵・整理設備工事	工事請負費 備品購入費 工事請負費	請負費 収蔵用等機器 請負費	
	埋蔵文化財センター 附帯工事経費	防災設備工事 展示等設備工事	備品購入費 工事請負費 委託料	防災機器 請負費 〇〇作製委託	
	埋蔵文化財展示設備整備経費		需用費 備品購入費	消耗品費 視聴覚等機器 展示等機器	
	埋蔵文化財展示施設 附帯工事経費				
	広報・資料作成及び 配信等に要する経費	広報・資料作成及び 配信等経費	報償費 旅費 需用費 備品購入費 役務費 委託費	教材作成謝金 原稿執筆謝金 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費 紹介ソフト制作 委託費 発信システム開 発委託費	
	体験学習会等に要 する経費	体験学習会等事業開 催経費	貸金 共済費 報償費 旅費 使用料及び賃借料 役務費 委託費 請負費 需用費 備品購入費	〇〇貸金 労災保険 〇〇保険 講師等謝金 原稿執筆謝金 会場整理等謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 〇〇借上料 通信運搬費 保険料 〇〇委託費 〇〇請負費 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費	会場整理員・補助者等 展示器具・会場・機材 ・車両等 参加者傷害保険・ボラ ンティア保険料等 レプリカ・教材等製 作、会場等設営造作等 同上
	台帳作成等に要す る経費	台帳作成等経費	貸金 共済費 使用料及び賃借料 委託費 需用費	〇〇貸金 労災保険 〇〇保険 〇〇借上料 〇〇委託費 消耗品費	消耗品等
	設計料及び監理料	設計料及び監理料	委託費	設計監理費 〇〇委託費	

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
	事務経費	事務費	旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	連絡旅費 指導監督旅費
その他の経費			需用費	消耗品費 印刷製本費 光熱水料	文具等 工事報告書印刷等
			役務費	通信運搬費 手数料	
			使用料及び損料	借料及び損料	打合会会場借料